

「ジーンズソムリエ」ロゴマーク等使用ガイドライン

はじめに

本ガイドラインは、ジーンズソムリエ資格認定試験に合格し、ジーンズソムリエに認定された個人（以下「ジーンズソムリエ有資格者」という。）が、ジーンズソムリエ ロゴマーク等を使用する際のデザインの規定や注意点等を定めたものです。

ジーンズソムリエの趣旨をご理解いただき、正しくお使いください。

なお、日本国内外の企業若しくは団体、又はジーンズソムリエ有資格者がジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場でのPOP掲示等のブランド活動に使用する場合は、倉敷ファッションセンター株式会社への申請が必要となります。申請方法等については、「ジーンズソムリエ ロゴマーク等使用規約」をご参照ください。

本ガイドラインは、倉敷ファッションセンター株式会社により、事前の通知もなく、改定される場合があります。

本ガイドラインに関するお問い合わせは、下記お問い合わせ先までお願いいたします。

問い合わせ・申請先

倉敷ファッションセンター株式会社 ジーンズソムリエプロジェクト事務局

〒711-8555

岡山県倉敷市児島駅前1-46 電話:086-474-6800

ジーンズソムリエ ロゴマーク等のマスターデータは、ジーンズソムリエ有資格者が固有の認定資格を掲示するために使用する場合は、依頼により事務局より送付いたします。日本国内外の企業若しくは団体、又はジーンズソムリエ有資格者がジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログやwebサイト、展示会、売り場でのPOP掲示等のブランド活動に使用する場合は、申請承認後、事務局よりジーンズソムリエ ロゴマーク等のマスターデータを送付いたします。

発行日

平成25年12月

平成26年2月改訂

倉敷ファッションセンター株式会社

もくじ

「ジーンズソムリエ」ロゴマーク等使用ガイドライン

1. ジーンズソムリエ資格認定制度の目的・・・・・・・・・・ P 3
2. ジーンズソムリエの呼称、ロゴマーク等・・・・・・・・・・ P 3－4
3. ロゴマーク、ロゴタイプの表示色について・・・・・・・・・・ P 4
4. ジーンズソムリエ ロゴマーク等の使用方法・・・・・・・・・・ P 4－5
5. ジーンズソムリエ ロゴマーク等の不正利用について・・・・・・・・ P 5
6. ジーンズソムリエ ロゴマーク等の使用例・・・・・・・・・・ P 6－8

1. ジーンズソムリエ資格認定制度の目的

ジーンズソムリエ資格認定制度は、専門知識が必要とされるジーンズ選びのアドバイザーとして、「ジーンズソムリエ」の育成を行うことを目的としています。

「ジーンズソムリエ」には、ジーンズの製造・販売等に関する深い知識を有し、ジーンズを着用される全ての方に“ジーンズの本質”“ジーンズの魅力”を伝える役割を担っていただくことを目指しています。

また、これにより一人でも多くの人が、こだわりをもって1本のジーンズを選び、ファッションライフに取り入れていくことによってジーンズマーケットが活性化され、日本が誇るジーンズ文化が、更なる価値を持って長く継承されていくことを期待しています。

2. ジーンズソムリエの呼称、ロゴマーク等

1) 呼称

全角大文字 JEANS SOMMELIER 半角大文字 JEANS SOMMELIER

全角小文字 jeans sommelier 半角小文字 jeans sommelier

全角大小混 Jeans Sommelier 半角大小混 Jeans Sommelier

カナ ジーンズソムリエ

※呼称は、いかなるフォントのテキストで使用する場合も、大文字／小文字、スペースも含め上記の正式名称を変更することは出来ません。

2) ロゴマーク



基本使用



反転使用

※ロゴマークは、必ず事務局が提供するマスターデータを使用してください。

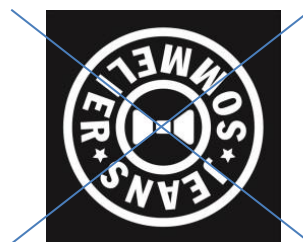
※ロゴマークの拡大・縮小は可能ですが、たてよこ比やデザインの変更はできません。

※ロゴマークを回転させて、任意の角度をつけて使用することはできません。必ず上記の向きで使用してください。

※不適切な使用例



“斜め” 使い



“天地逆” 使い

3) ロゴタイプ

JEANS SOMMELIER

基本使用

- ※ロゴタイプは、必ず事務局が提供するマスターデータを使用してください。
- ※ロゴタイプの拡大・縮小は可能ですが、たてよこ比やデザインの変更はできません。
- ※不適切な使用例



JEANS SOMMELIER

反転使用



4) ロゴタイプ (パーツ)

JEANS

基本使用 パーツ①

SOMMELIER

基本使用 パーツ②

JEANS

反転使用 パーツ①

SOMMELIER

反転使用 パーツ②

- ※①②の2つのパーツを必ず同時に使用してください。
- ※必ずパーツ①「JEANS」は、パーツ②「SOMMELIER」の左側又は上側に接触しないように組み合わせ、2つのパーツを同一の角度、同一の表示色とし、一体的なロゴタイプと認識されるよう配慮のうえ使用してください。
- ※ロゴタイプは、必ず事務局が提供するマスターデータを使用してください。
- ※ロゴタイプの拡大・縮小は可能で、パーツ毎にその比率を変更しても構いません。但し、2つのパーツは、高さ比で2：1を超えない範囲としてください。また、たてよこ比やデザインの変更はできません。
- ※適切な使用例

**JEANS
SOMMELIER**

同比率のサイズで組み合わせた例

※不適切な使用例



規定に反し組み合わせた例 (パーツ①が下)

**JEANS
SOMMELIER**

サイズ比を変えて組み合わせた例



規定を超えたサイズ比率の例

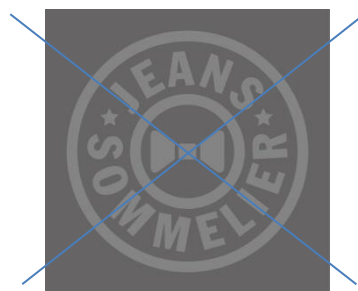
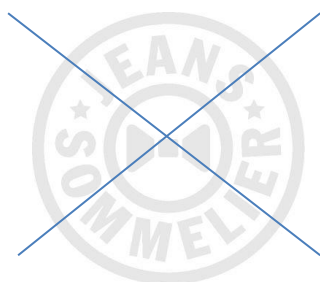
3. ロゴマーク、ロゴタイプの表示色について

カラー、モノクロのいずれの場合も「黒」を基本とし、色彩を用いる場合は「単色」に限ります。

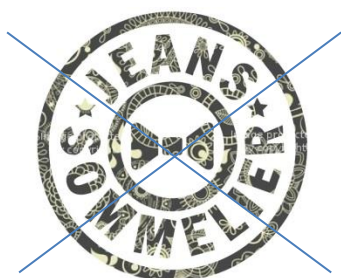
背景色が黒などの濃色の場合は、反転表示を行ってください。

背景色とのコントラストの得られない表示は避け、常に明瞭に表示してください。

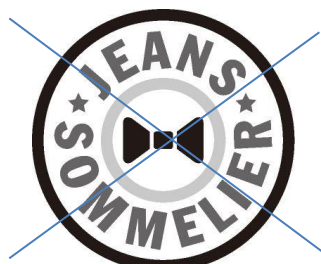
不適切な使用例



“背景とのコントラストの得られない表示”



“柄表示”



“多色表示”

4. ジーンズソムリエ ロゴマーク等の使用方法

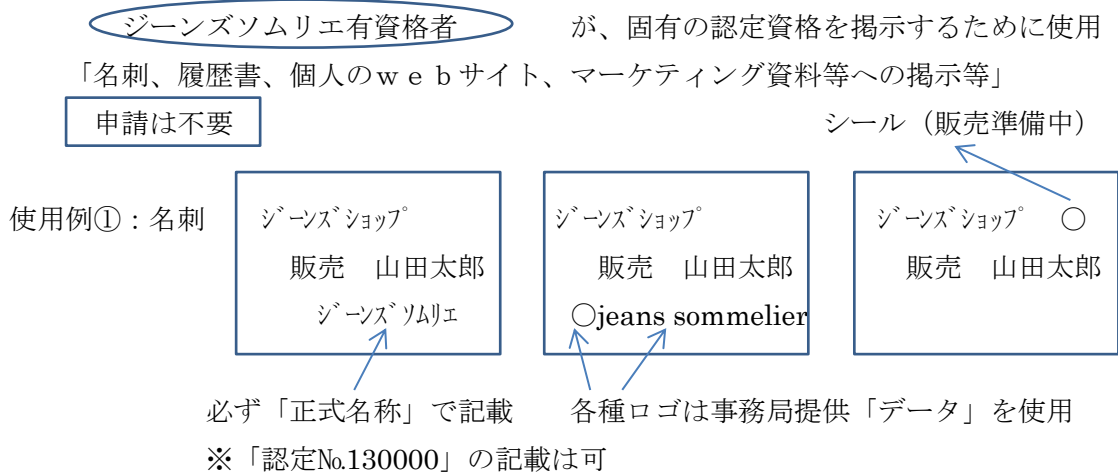
- 1) ジーンズソムリエ有資格者は、ジーンズソムリエ ロゴマーク等を、名刺、履歴書、個人のwebサイト又はマーケティング資料等に掲示できます。
- 2) ジーンズソムリエ有資格者は、自らが所属する売り場、事業所又は展示会場等に「ジーンズソムリエ認定証 (Diploma of Jeans Sommelier)」を掲示することができます。
- 3) 日本国内外の企業若しくは団体又はジーンズソムリエ有資格者は、所定の手続きをもって倉敷ファッションセンター株式会社に申請し、書面による承諾を得られた場合に限り、ジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場等でのPOP掲示等のブランド活動に使用することができます。

ただし、展示会又は売り場等で使用する場合は、各現場に1名以上のジーンズソムリエ有資格者の配置が必要です。また、カタログに使用する場合は、当該カタログの編集者には1名以上のジーンズソムリエ有資格者を配置する必要があり、webサイトで使用する場合は、当該webサイトの運営管理者には1名以上のジーンズソムリエ有資格者を配置する必要があります。

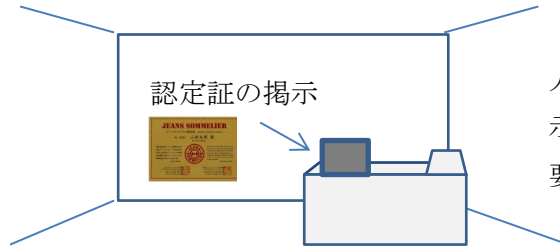
- 4) ジーンズソムリエ ロゴマーク等を、商品（個別商品やパッケージ、書籍等を含む）又はサービス等に付与して使用することは出来ません。また、ジーンズソムリエ ロゴマーク等を、屋号、商号、ドメイン名、製品名、サービス名又はロゴその他の商標に含めることは出来ません。
- 5) 日本国内外の企業若しくは団体、又はジーンズソムリエ有資格者が、倉敷ファッションセンター株式会社の承諾を得て、ジーンズソムリエ ロゴマーク等をカタログ、webサイト、展示会又は売り場等でのPOP掲示等のブランド活動に使用する場合において、他の商品又はサービス等と近接又は並列して提示・販売する場合は、カテゴリー分けやコーナー分けを明確に区分して、消費者が誤認しないための配慮をしなければなりません。
5. ジーンズソムリエ ロゴマーク等の不正利用について
- 1) ジーンズソムリエ ロゴマーク等を以下のように使用することはできません。
- ① 募金活動と結びつけて使用すること
 - ② 提供する商品やサービスの品質を保証・担保するものとして使用し、又はそのように見える使用をすること
 - ③ 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
 - ④ ジーンズソムリエ資格認定制度の趣旨に反するような方法で使用すること
 - ⑤ 商品・サービス名や企業・団体名と組み合わせて使用すること
- 2) 倉敷ファッションセンター株式会社は、以下のような場合には、ジーンズソムリエロゴマーク等の使用を停止させることができます。
- ① 本規約に違反した場合、又はその疑いがあり、倉敷ファッションセンター株式会社からの是正指示に応じない場合
 - ② 「ジーンズソムリエ ロゴマーク等使用ガイドライン」に違反した場合、又はその疑いがあり倉敷ファッションセンター株式会社からの是正指示に応じない場合

6. ジーンズソムリエ ロゴマーク等の使用例

1)



使用例②：店舗



「認定証」を有資格者本人が所属する店舗に掲示する場合、申請は「不要」です

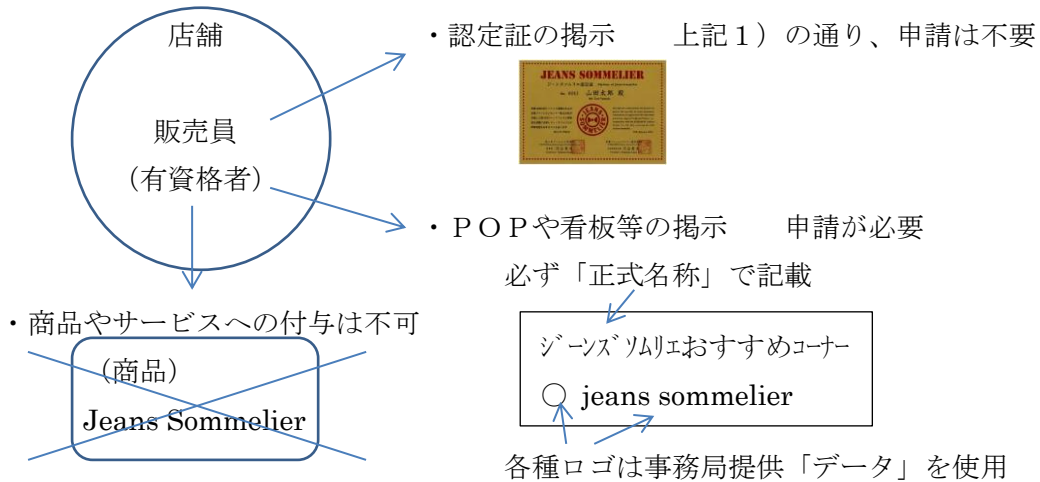
2)

日本国内外の企業もしくは団体 または ジーンズソムリエ有資格者 が、「カタログ、webサイト、展示会又は売り場等でのPOP掲示等」の「ブランド活動」に使用

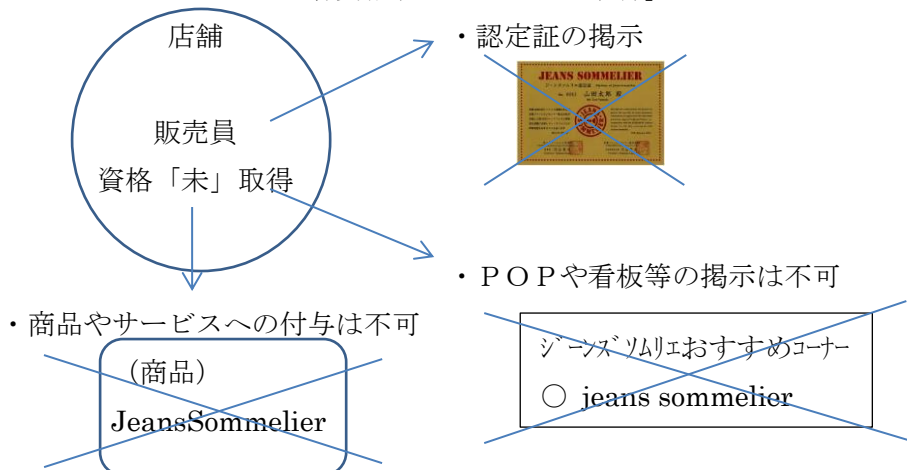
申請が必要

使用例①：店舗

「ジーンズソムリエ有資格者がいる場合」

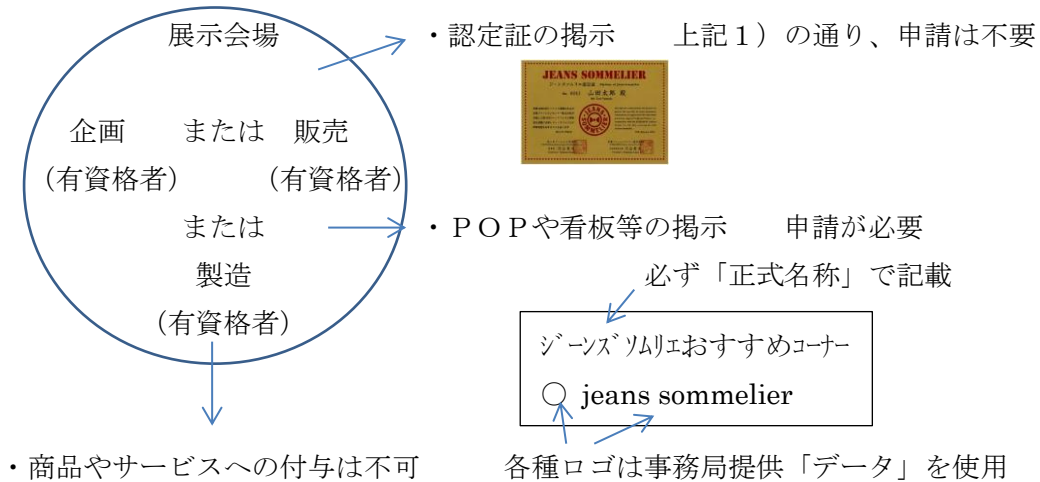


「ジーンズソムリエ有資格者がいない場合」



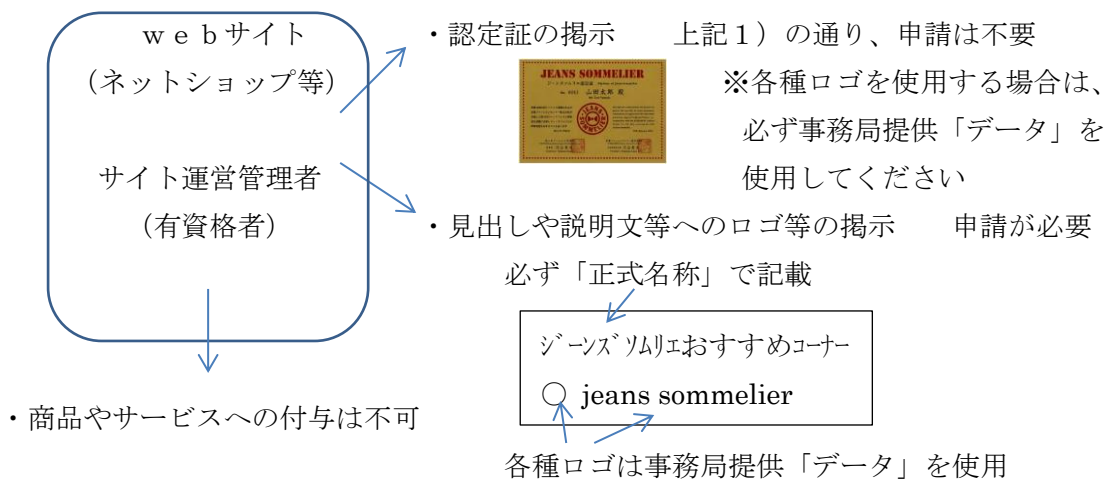
※メーカー所属のジーンズソムリエ有資格者が企画・製造した商品の販売でも、「店舗に所属の販売員・バイヤー等がジーンズソムリエ資格を有していない場合」は、最低1名のジーンズソムリエ資格取得が必要です。

使用例②：展示会



※展示会場には、ジーンズソムリエ有資格者の配置が必要です。仮に、自社内の有資格者が「製造担当者であった場合」でも、その有資格者本人が展示会場にて、説明・接客等を行う必要があります。

使用例③：webサイト（ネットショップ等）



※webサイトの運営管理者には、ジーンズソムリエ有資格者を配置する必要があります。

※メーカー所属のジーンズソムリエ有資格者が企画・製造した商品の販売でも、「webサイトの運営管理者がジーンズソムリエ資格を有していない場合」は、ジーンズソムリエ資格取得が必要です。